

湯河原町見守りライト貸与事業実施要綱を次のとおり定める。

令和7年3月31日

湯河原町長 内藤 喜文

湯河原町見守りライト貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らしの高齢者及び離れて暮らす家族等が安心して生活を送ることができるよう、予算の範囲内において通信機能付き電球(以下「電球」という。)を住居に設置することにより、ひとり暮らしの高齢者の孤独死などの不安を解消することを目的とする。

(事業主体)

第2条 この事業の実施主体は湯河原町とし、町長は事業を適切な運営ができると認める事業所(以下「事業所」という。)に事業の一部又は全部を委託できるものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者(以下「対象者」という。)は、湯河原町に居住し、湯河原町の住民基本台帳に記録されている者であって、住民税非課税世帯であり、かつ、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 80歳以上のひとり暮らしの高齢者
- (2) 同一の敷地・建物内に親族等が居住していない者
- (3) 緊急通報システムの貸与を受けていない者
- (4) 定期的な安否の確認を受けることができない者

(利用申請)

第4条 この事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、湯河原町見守りライト貸与事業利用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により町長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の申請書に市町村民税課税状況を確認することができる書類を添付するものとする。ただし、公簿等により課税状況を確認することに同意する場合は、この限りでない。

(決定)

第5条 町長は、前条の申請があった場合は、その必要性を検討の上、事業の適否を決定し、湯河原町見守りライト貸与事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(電球の設置)

第6条 町長は、前条の規定により事業の利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)と協議の上、電球を設置するものとする。

2 電球を貸与された利用者は、湯河原町見守りライト借用書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(利用料)

第7条 この事業の利用に要する費用は、町の負担とする。ただし、電球の使用に伴う電気料金及び設置に係る工事費用についてはこの限りでない。

(変更等の届出)

第8条 この事業の利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに湯河原町見守りライト貸与事業利用変更(中止)届出書(様式第4号)により町長に届出しなければならない。

(1) 申請書の内容に変更が生じたとき。

(2) 対象者に該当しなくなったとき。

(3) 事業の利用を中止するとき。

(利用決定の取消し)

第9条 町長は、前条の規定による事業の利用中止の届出を受けたとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用決定を取り消すことができる。

(1) 利用者が死亡したとき。

(2) 対象者に該当しなくなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により事業の利用決定を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により事業の利用決定を取り消したときは、湯河原町見守りライト貸与利用決定取消通知書(様式第5号)により、当該利用者に通知するものとする。ただし、前項第1号に該当するときは、この限りでない。

(電球の返還)

第10条 利用者が前条の規定により、利用決定の取消しに該当したときは、速やかに電球を返還しなければならない。

(免責)

第11条 湯河原町見守りライト貸与事業利用中に発生した事故及び利用者に生じた損害について、湯河原町及び事業所はその責めを負わない。

(守秘義務)

第12条 この事業に携わる者は、事業を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(台帳の整備)

第13条 町長は、この事業に関する必要事項を把握するため、湯河原町見守りライト貸与事業利用者名簿(様式第6条)を作成し保管するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示の施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

様式第 1 号（第 4 条関係）（表）

年 月 日

湯河原町長 様

湯河原町見守りライト貸与事業利用申請書

届出者 住 所
氏 名
続 柄 （ ）
電話番号

次のとおり見守りライトの貸与について申請します。

利用者氏名				
生年月日		年 月 日		
住 所 (設置場所)		〒 湯河原町		
電話番号		(自宅) (携帯等)		
通 知 先	①	氏名		続柄：
		住所		
		メールアドレス		
		電話番号		
	②	氏名		続柄：
		住所		
		メールアドレス		
		電話番号		

同 意 書

当事業を利用するに当たり、以下の事項を確認のうえ同意します。

- 1 私の属する世帯の住民基本台帳を閲覧すること及び申請内容のうち氏名、住所等の必要な情報を委託業者へ提供すること。
- 2 見守りライトの利用状況について、地域包括支援センター、民生委員、介護サービス事業者等に必要な範囲で情報を提供すること。
- 3 見守りライトを設置した居宅を 24 時間以上不在にする場合には、事前に委託業者に連絡すること。
- 4 24 時間に一度も見守りライトの反応がない場合は、緊急連絡先への連絡や関係者等の立入りを認めること。また、救出活動により、住居等の一部に破損を生じた場合は、その復元に要する費用は全額負担し、町の責任は問わないこと。
- 5 見守りライトを必要としなくなった場合は、町へ連絡するとともに、見守りライトを速やかに委託業者へ返還すること。
- 6 見守りライトを破損又は電球の紛失した場合は、利用者の自己負担により損害を賠償すること。

利用者（署名）

（代筆者氏名）

様式第 2 号（第 5 条関係）

湯河原町見守りライト貸与事業利用決定（却下） 通知書

第 号
年 月 日

様

湯河原町長 印

年 月 日付けで申請のあった見守りライトの貸与について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

利用者氏名	
却下理由	

様式第 3 号（第 6 条関係）

湯河原町見守りライト借用書

年 月 日

湯河原町長 様

利用者

住 所	湯河原町
氏 名（署名） （代筆者氏名）	
電話番号	

湯河原町見守りライト貸与事業の利用について、湯河原町見守りライト貸与事業実施要綱第 6 条第 2 項の規定により借用書を提出します。

なお、借用期間中、善良な管理の下に借用し、必要がなくなった時は、速やかに返還します。

また、電球を紛失又は破損した場合は、直ちに町にその状況を報告し、指示を受け、自己の責任において賠償します。

年 月 日

湯河原町長 様

湯河原町見守りライト貸与事業利用変更（中止）届出書

届出者 住 所
氏 名
続 柄 （ ）
電話番号

年 月 日付けで決定のあった湯河原町見守りライト貸与の利用について、内容の変更（中止）をしたいので、次のとおり届出します。

利用者氏名		
届出の区分	☐ 変更 ☐ 中止	
変更の内容	変更前	変更後
中止の理由	☐ 住民税非課税世帯でなくなった ☐ 転出 ☐ 80歳以上高齢者の単身世帯でなくなった ☐ 長期入院又は施設入所をした ☐ 事業の利用を中止する ☐ その他（具体的に記入）	
変更（中止） 年 月 日	年 月 日	

様式第 5 号（第 9 条関係）

湯河原町見守りライト貸与事業利用決定取消通知書

第 年 月 日 号

様

湯河原町長 印

湯河原町見守りライト貸与事業の利用について、次のとおり利用を取り消すことを決定したので通知します。

利用者氏名	
利用取消年月日	
利用取消理由	

※後日、事業所から連絡がありますので、電球は速やかに返却願います。

様式第6号(第13条関係)

湯河原町見守りライト貸与事業利用者名簿

[illegible]